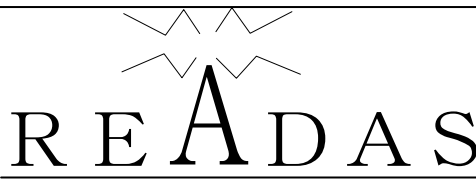


第 5694 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2017年)平成29年 4月18日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 寄附金の損金算入時期

**Q**：寄附金は、いつの損金に算入したらいいのですか？

**A**：次のように取り扱われます。

### 【解説】

寄附金とは、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、金銭物品その他の資産、又は経済的利益の贈与または無償の供与をいい、寄附金の額は、金銭の場合は金銭の額、金銭以外の寄附の場合は贈与時の価額、経済的利益は供与時の価額とされます。

寄附金は、大きく分けて、①国または地方公共団体に対するもの、②指定寄附金、③特定公益増進法人に対するもの、一般の寄附金に分けられ、①と②はその事業年度において支出した寄附金の額の全額が損金算入されますが、③と④については、寄附金の額のうち一定の額が損金に算入されることとなっています。

寄附金の損金算入時期は、実際に支払いがあった日とされています。したがって、支払手形で支払ったような場合は実際に支払いが完了した日となりますし、未払い計上した寄附金は実際に支払った日の損金となります。また、仮払金等として経理した場合には、その支払った事業年度において支出したものとして取り扱われます。

